

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年4月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000263号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100003号

第1 結論

請求者のA社における平成28年4月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年4月から同年6月までの標準報酬月額については、28万円から30万円とする。

平成28年4月から同年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年4月から同年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年12月1日から平成30年9月1日まで
請求期間について、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額と相違しているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の保険給付の基礎となる標準報酬月額は、平成26年12月から平成28年6月までは28万円、平成28年7月から平成29年8月までは34万円、平成29年9月から平成30年8月までは32万円と記録されている。

しかしながら、請求期間のうち、平成28年4月1日から同年7月1日までの期間について、A社から提出された賃金台帳、請求者から提出された給与明細書及び預金通帳の写し並びに課税庁から提出された給与支払報告書(以下、併せて「賃金台帳等」という。)により、標準報酬月額の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額(以下、「本来の標準報酬月額」という。)(30万円)は、オンライン記録を超えていることが確認できる上、請求者は、当該標準報酬月額と同額の標準報酬月額(30万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていることが確認できる。

したがって、請求期間のうち、請求者の平成 28 年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額については、本来の標準報酬月額及び上述の賃金台帳等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 26 年 12 月 1 日から平成 28 年 4 月 1 日までの期間及び平成 28 年 7 月 1 日から平成 30 年 9 月 1 日までの期間について、本来の標準報酬月額（平成 26 年 12 月から平成 27 年 8 月までは 32 万円、平成 27 年 9 月から平成 28 年 3 月までは 30 万円、平成 28 年 7 月から平成 29 年 8 月までは 36 万円、平成 29 年 9 月から平成 30 年 6 月までは 32 万円、平成 30 年 7 月及び同年 8 月は 36 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（平成 26 年 12 月から平成 28 年 3 月までは 28 万円、平成 28 年 7 月から平成 29 年 8 月までは 34 万円、平成 29 年 9 月から平成 30 年 8 月までは 32 万円）と一致または超えることが確認できるものの、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000267号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100004号

第1 結論

1 請求者のA社における平成27年9月2日から平成30年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成27年9月は18万円から32万円、平成27年10月及び同年11月は18万円から36万円、平成27年12月から平成29年3月までは18万円から38万円、平成29年4月から同年12月までは18万円から36万円、平成30年1月は18万円から38万円、平成30年2月は18万円から36万円、平成30年3月から同年5月までは18万円から34万円、平成30年6月は18万円から32万円、平成30年7月は18万円から28万円、平成30年8月は18万円から30万円とする。

平成27年9月から平成30年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年9月から平成30年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成28年9月1日から平成30年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成28年9月から平成29年3月までは38万円から41万円、平成29年4月から平成29年8月までは36万円から41万円、平成29年9月から同年12月までは36万円から47万円、平成30年1月は38万円から47万円、平成30年2月は36万円から47万円、平成30年3月から同年5月までは34万円から47万円、平成30年6月は32万円から47万円、平成30年7月は28万円から47万円、平成30年8月は30万円から47万円とする。

平成28年9月から平成30年8月までの訂正後の標準報酬月額(上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：平成27年9月2日から平成30年9月1日まで

請求期間について、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬月額と異なり、低い額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者に係る請求期間の標準報酬月額は18万円と記録されているところ、請求者から提出された給料支払明細書及び給与所得の源泉徴収票並びに金融機関から提出された取引明細表（以下、併せて「給料支払明細書等」という。）により、報酬月額に相当する標準報酬月額（平成27年9月は32万円、平成27年10月及び同年11月は36万円、平成27年12月は41万円、平成28年1月から同年3月までは38万円、平成28年4月及び同年5月は44万円、平成28年6月から同年8月までは47万円）及び標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（平成28年9月から平成29年8月までは41万円、平成29年9月から平成30年8月までは47万円）並びに事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（平成27年9月から平成29年3月までは38万円、平成29年4月から同年12月までは36万円、平成30年1月は38万円、平成30年2月は36万円、平成30年3月から同年5月までは34万円、平成30年6月は32万円、平成30年7月は28万円、平成30年8月は30万円）は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上述の給料支払明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、平成27年9月は32万円、平成27年10月及び同年11月は36万円、平成27年12月から平成29年3月までは38万円、平成29年4月から同年12月までは36万円、平成30年1月は38万円、平成30年2月は36万円、平成30年3月から同年5月までは34万円、平成30年6月は32万円、平成30年7月は28万円、平成30年8月は30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成27年9月から平成30年8月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付に関する回答が得られないが、上述の給料支払明細書等において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出てお

らず、その結果、年金事務所は、請求者の平成 27 年 9 月 2 日から平成 30 年 9 月 1 日までの期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求期間のうち、平成 28 年 9 月 1 日から平成 30 年 9 月 1 日までの期間について、上述の給料支払明細書等により確認できる標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までは 41 万円、平成 29 年 9 月から平成 30 年 8 月までは 47 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることから、請求者の標準報酬月額を、平成 28 年 9 月から平成 29 年 8 月までは 41 万円、平成 29 年 9 月から平成 30 年 8 月までは 47 万円とすることが必要である。

ただし、平成 28 年 9 月から平成 30 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額（上述の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000231号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100002号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年3月26日から同年4月1日まで
年金の加入記録によると、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日が昭和46年3月26日となっているものの、同社に昭和46年3月25日まで勤務し、その後の昭和46年3月31日付けで退職した。

また、A社における厚生年金保険被保険者期間は35か月となっているが、給料明細書によると厚生年金保険料が36か月控除されているので、厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日を昭和46年4月1日に訂正し、昭和46年3月を厚生年金保険被保険者としてほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社における厚生年金保険被保険者記録は、昭和43年4月1日資格取得、昭和46年3月26日資格喪失となっているところ、請求者から提出された同社の昭和43年4月分から昭和46年4月分までの給料明細書から判断すると、事業主により請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

しかしながら、請求者から提出された昭和46年4月分の給料明細書によると、基本給の項目には『3/21~3/25 5,952円』と記載され、基本給が日割り計算されていることがうかがわれることから、当該給料明細書の記載からは、請求期間に係る在籍を確認又は推認することができない。

また、A社は、請求期間当時の資料がないことから、請求者の退職日及び厚生年金保険被保険者資格に係る届出について、不明である旨回答している。

さらに、雇用保険の加入記録によると、請求者は、A社における離職日が昭和46年3月26日となっており、昭和46年3月31日までの雇用関係を確認できない上、請求期間当時、同社において被保険者記録がある複数の同僚に照会したものの、請求者の請求期間における勤務及び退職日に係る具体的な回答は得られな

い。

加えて、日本年金機構が保管する A 社の事業所別被保険者名簿によると、被保険者資格の喪失年月日は昭和 46 年 3 月 26 日と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、遡って訂正されるなどの不自然な形跡はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。